

★住民投票条例検討に当たっての基本方針
那珂市の行政運営・議会運営の基本となっている「協働のまちづくり推進条例」「議会基本条例」の取組みや那珂市の住民活動の状況等を基本に「那珂市」にとって最もふさわしい形、「那珂市」らしい形で、「住民投票」を那珂市の政策過程に位置づけていく！

《那珂市行政運営の基本となる考え方》

《行政運営の基本から導き出される那珂市住民投票制度の形・特徴》

政策過程の基本スタンス

①住民の二元代表制（長と議会）が切磋琢磨して議論し、決定していくことを基本に、特に重要な課題については住民の意思を直接確認する手法（住民投票）を用いながらよりよい政策を構築していく。（自治制度の趣旨・議会基本前文・まちづくり18条）

②住民の意思を確認したのちも市長や議会は熟議を重ねて、責任ある判断をしていく。（自治制度の趣旨）

市長と議会との関係

①市長提案の政策等についてはその論点を明確にし、議会に説明していく（議会基本16条）

②市長と議員との緊張関係を保持し、透明性確保のため、記録、文書等を作成していく（議会基本18条）

議会運営の基本

①議員は、論点・争点を明確にし、議員相互の自由討議を尽くした上で合意形成を図り結論を出す（議会基本8条）

市と市民との関係

①市は政策形成に当たっては市民の意見を広く反映するため市民参画の機会確保を確保する（まちづくり8条）

②市は情報収集・提供により情報共有に努める（まちづくり5条・13条）

市民のあり方

①自らがまちづくりの主体、進んで参加・参画し、市民自治組織に積極的に加入し、守り育てる（まちづくり7条）

効率的な行政運営

①効率的・効果的な行政運営を図る（行政運営の基本）

■二元間の熟議

【市長発議のプロセス】
◆住民投票実施を市長が発議するときは、議会と協議して論点を明確にしたうえで実施。

【議会発議のプロセス】
◆議会が発議する際にも、市長に意見を求めて、二元間の意見・争点を明確にして実施

■投票結果の尊重

【投票後の措置①】
◆投票後は、当該結果を市長、議会とも尊重し、双方が協議してその適切な取扱いに万全を期す。

【投票後の措置②】
◆議会制民主主義を徹底する形で、投票結果の議会の議決によりその結果に拘束力を持たせることを検討（未調整）

■熟議の結果

【投票の形式】
◆住民投票の選択肢は、長と議会が熟議をうえ、論点を明確にして、二者択一として実施

【成立要件・開票】
◆投票結果は貴重な住民の意思であり、住民投票の成立要件は設けない（要検討）
◆仮に設けた場合でも、すべてのケースで開票し、貴重な住民からの行政情報として活用していく（未調整）

■多くの住民の意見反映

【投票資格者】
◆多くの声を反映するため、18歳以上、定住外国人も含む

■市民主体の住民投票の実施

【市民主体の住民投票の機運醸成】
◆市民自治組織（自治会、まちづくり委員会）は、市と一体となり、市民が円滑な住民投票の行動ができるよう機運を醸成する（未調整）

【市の住民投票の機運醸成】
◆市は、あらゆる機会・媒体を活用し、市民が住民投票活動を行うための必要かつ十分な情報提供を行う

■効率的・効果的な実施

【選挙の実施期日】
◆投票率を高めるとともに、事務コストを削減するため、各種選挙と同日に実施することも可能とする（案件により長が判断する）